

審査メモ (審査状況及び論点) 【追加】

(変更内容)

- 調査関係書類 (調査依頼状、調査票など) の郵送配布の導入

(審査状況)

ア 第3次試験調査の結果によると、オートロックマンションを対象に行った郵送配布方式による回答率は74.9%となっており、調査員調査で実施したオートロックマンション等の多い地域の回答率である80.3%に比べ、低くなっているものの大きな乖離はなく、督促を複数回実施することによる回答率の増加の効果もみられ、調査員調査とおおむね同等の回収が確保できたことから、オートロックマンション等の集合住宅における郵送配布方式の有効性は認められるとする評価は妥当であると考えます。

イ 郵送配布の導入については、調査環境が厳しくなるとともに、調査員事務の負担軽減が求められている中、地方公共団体における調査事務の選択肢を増やすものとして、方向性としては容認できるが、第3次試験調査における郵送配布方式の試行結果も踏まえ、議論いただきたい。

ウ 他方、地方公共団体における事務負担については、郵送配布を行うための調査書類の準備や郵便局への「特別あて所配達郵便」の申請手続など新たな事務も発生し、従前どおりの調査員調査に係る業務や、調査員業務の管理会社への委託と並行して行う必要があるため、第3次試験調査の結果を見ても地方公共団体の業務負担は小さくないと考えられる。

これについては、一部の地域に限定して実施する令和7年(2025年)調査で得られた郵送配布に係る実績を、調査の効率化及び地方公共団体の負担軽減の両面から整理・検証するとともに、地方公共団体の意見や要望等を引き続き聴取した上で、令和12年(2030年)に想定される次回調査に向けて、郵送配布の更なる改善に努める必要があることを課題としてはどうかと考える。

(2回目の部会における御意見・御質問)

- 現在の想定では、督促についても郵送により行うこととされているが、最終的に回答が得られない場合の聞き取りへの対応も含め、逆に市町村の業務負担が増加するのではないかと。
- 住戸によっては、本宅としてではなく、二次的な住戸として利用されている場合など、様々なケースがあると思われるが、郵送配布に使用する名簿の作成段階で、そのような利用方法までは確認できないのではないかと。
- 配達間違いにより、間違った人に督促をかけてしまう事案が、どの程度発生するか。督促をしたら、間違っていたという事例があれば、教えてもらいたい。